

神栖市男女共同参画推進条例

「^{ひと}女男にやさしくできるまち・かみす」をめざして



「『神栖市男女共同参画推進条例』ができたんだって。」

「かみすハートフルフラン」とは、違うの？

「これが進んだら神栖市はどう変わるの？」

「文字ばかりでよくわからないなあ。」

「まあ、今度は漢字が13文字だわ。」

「ねえ、条例ってなに？」

神 栖 市



『条例』は、「住民と市町村の間で守るべき約束事(ルール)を定めたもの」です。
この条例には、市民・事業者と神栖市の間で守るべきことが書かれています。
ちなみに、

国では、「男女共同参画社会基本法」を定め、
「男女共同参画基本計画」に沿って
取り組みを進めています。

神栖市では、「**神栖市男女共同参画推進条例**」を定め、
「神栖市男女共同参画計画（かみす・ハートフルプラン）」
に沿って取り組みを進めています。



でもさあ、条例をつくってまで取り組む必要があるのかなあ。

市民と神栖市が、それぞれ果たすことや、心がけることを示したものが、条例なんだね。



神栖市では、今でも「社会全体で男性の方が優遇されている」と感じている人が、アンケートの結果では76%もいるのよ。それから、最近は家族の間で振るわれる暴力も問題になっているんだから。個々に解決を求めるだけでなく、まち全体で考えて、改めていくことが必要なのよ。



最初に、「**ひと女男にやさしくできるまち・かみす**」をめざすと、書いてあるわ。
一人ひとりにやさしいまちになることが、「**男女共同参画社会**」なのね。

前文

～略～ ここに神栖市は、**男女共同参画社会**の実現を目指し、市民、事業者、市が互いの違いを認め合い、個性と能力を発揮し、ともに責任を担い、協働して豊かで活力のある社会を実現するため、「**ひと女男にやさしくできるまち・かみす**」の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。



ここには、この条例の内容が書かれているわよ。3つあるみたい。

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、**基本理念**を定めるとともに、**市民、事業者及び市の責務**を明らかにし、男女共同参画の推進に関する**施策の基本となる事項**を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

この条例では、

男女共同参画の取り組みを進めるうえで大切な考えである「**① 基本理念**」
それぞれが果たさなければならない「**② 市民、事業者及び市の責務**」
取り組むうえで心がける「**③ 施策の基本となる事項**」
の3つが示されています。



次に、条例の中に出てくる言葉の説明だね。

聞いたことはあるけど、意味ははっきりわからない、って言葉、多いよね～。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会 **積極的改善措置** **ドメスティック・バイオレンス**
セクシュアル・ハラスメント **市民** **事業者**

この条例に出てくる言葉を簡単に説明すると、次のとおりです。

男女共同参画社会

男性・女性にかかわらず、一人ひとりが、さまざまな場や活動に参画していることが当たり前の社会です。

積極的改善措置

男女で参画状況に差がある場合、参画が少ない方に、積極的に働きかけることです。
例えば、女性ばかりの会議に男性の参画を進めたり、男性の役員が多い場合、女性の役員が増えるように進めたりすることです。

ドメスティック・バイオレンス

夫や妻、恋人、パートナーなどに対して、暴力を振るったり、言葉で傷つけたりすることです。これらの暴力を子どもの前で行ったり、直接子どもに暴力的なことをする行為も含まれます。

セクシュアル・ハラスメント

略して「セクハラ」とも言います。「ハラスメント」は「嫌がらせ」のことです。不必要に身体に触れたり、性的関係を強要したり、性的なうわさを流すことなどを言います。

市民は、神栖市内に住んでいる人はもちろん、勤めていたり、通学している人すべてです。

事業者は、神栖市内で事業や活動を行っている個人や法人などの団体を指します。



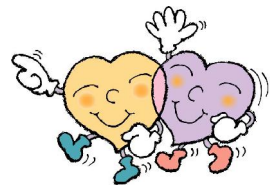


ここではまず、「①基本理念」じゃ。

第3条 市民、事業者及び市は、男女共同参画社会の実現を目指し、次に掲げる事項を**基本理念**として、「女男にやさしくできるまち・かみす」を推進するものとする。

基本理念

- 「男女共同参画」は、人権の尊重が基本です。性別の違いで差別することなく、個々の人権を尊重することが大切です。
- 性別で役割を決めつける慣習（固定的性別役割分担意識）で、活動や行動が制限されたり、差別されないよう、配慮することが必要です。
- 地域や会社などで計画を立てたり、方針を決定するときから男女双方とも参画できることが必要です。
- 子育てや介護、家事などは家族相互で協力し、男女とも、仕事や地域活動などと両立できることが必要です。
- 国際化が進み、外国人も増える中、神栖市でも、国際的な視点を持って、男女共同参画に取り組むことが大切です。



第4条 市民、事業者及び市は、次に掲げる事項を、「女男にやさしくできるまち・かみす」の**目指すべき目標**とし、この達成に努めるものとする。

「女男にやさしくできるまち・かみす」を実現すると・・・

家庭では

お互いの個性や多様な生き方を認め合いながら、家事、介護、育児等に家族がみんなでかわかり、喜びや責任を分かち合っています。

学校では

個性や能力を伸ばし、互いを信頼し、尊重する教育が進み、思いやりの心が育まれています。進学や就職の指導が、能力や適性によってなされ、個人の意思で自由に選択できます。

人権尊重の視点では

個々の性や人権が尊重され、性別の違いによる差別はもちろん、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力はありません。仮に暴力が発生しても、被害者は安全に保護されています。

職場では

個人が能力、個性、意欲等を発揮し、このことが適切に評価されています。重要な方針を決める時も男女の偏りがなく、セクシュアル・ハラスメントもありません。男女とも育児・介護休業が取得しやすく、仕事と家庭生活、地域社会活動等を両立しています。起業にも積極的で、豊かさや活力を感じます。

地域では

男女とも、地域活動やまちづくり、ボランティア、NPO（民間非営利組織）活動などに積極的に参加し、個々の意思や行動が尊重され、この中から多くのリーダーが育っています。





次に、「② 市民や事業者、神栖市の責務」が書いてあるよ。

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

第6条 事業者は、その事業又は活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置（積極的改善措置を含む。）を行うとともに、個人としての能力を適正に評価するよう努めなければならない。

第7条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要施策と位置づけ、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の推進に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的にも性別を理由とする権利侵害又は差別的扱いを行ってはならない。

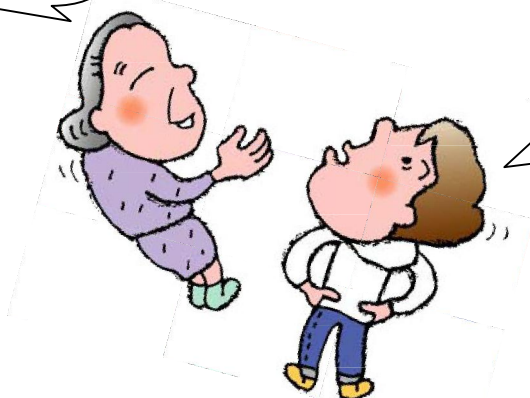
第9条 何人も、公衆に表示するすべての情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又はあらゆる暴力及び性の商品化を助長し、若しくは連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

～すべての人の責務～

- 社会のあらゆる分野で、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 社会のあらゆる分野で、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力や虐待を行ってはいけない。
- 性別で決め付ける役割分担意識、ドメスティック・バイオレンスなどを、助長したり、連想させる表現を行ってはならない。また、過度の性的な表現を行ってはならない。

そうそう、当り前のことなのよ。



～それぞれの責務～

市民は、

男女共同参画の推進に関する取り組みに積極的に協力する。

事業者は、

職場・家庭生活・地域での活動が、それぞれ両立できるよう、働く環境の整備に努める。そして、男女共同参画の取り組みに積極的に協力する。

神栖市は、

男女共同参画を進めるため、国や茨城県、他の自治体と連携するとともに、市民や事業者との協働に努める。

「責務」って言うから、とても厳しいことを求められているのかと思ったけど、当り前のことだよな。





次に、市が男女共同参画に取り組むうえで心がける、

「③ 施策の基本となる事項」が、書いてあるんだね。

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画に関する基本的な計画を定めるものとする。
- 第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 第12条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、これを公表するものとする。
- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。
- 第14条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。
- 第15条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民及び事業者が関心及び理解を深めるために必要な広報啓発活動を行うものとする。
- 第16条 市は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第17条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。
- 第18条 市長は、市民又は事業者から、市が行う男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策に関し苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第19条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、連携し、及び協働するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

～市が心がけること～

「男女共同参画計画」 をつくります

「神栖市男女共同参画審議会」をはじめ、市民や事業者の意見を反映します。計画の公表や取り組み状況の報告にも努めます。

事業者と連携します

男女共同参画に関する状況を聞いたり、積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。

苦情や相談に応じます

「男女共同参画の取り組みとして不適切」「性別で権利が侵害される」などの苦情や相談を受けた時には、適切に対応します。

このほかにも、

- 男女共同参画に関する情報の収集・分析や調査研究、教育・学習、広報啓発を行います。
- 委員を委嘱・任命する時には、男女の比率に配慮します。
- 男女共同参画を推進する活動を支援したり、推進する場を整備します。

市が全体でこういうことに心がけてくれると、安心だね。





「審議会」の募集ですって。
シンギカいてなにかしら？



第21条 男女共同参画の推進に資するため、神栖市男女共同参画審議会を置く。

男女共同参画について、意見を述べたり、提言などを行う「審議会」を設置します。

審議会 とは...

○市長の諮問（求め）に応じて、男女共同参画の推進に関する事柄や取り組み状況について、意見を述べたり、提言を行う集まりです。

○15人以内の委員で組織します。学識経験者や各種団体の代表のほか、委員の一部は、市民から公募を行います。

○委員の男女の割合は、少ないほうが4割未満とならないようにすることが必要です。

○委員の任期は2年です。また、再任されることも可能です。

以上が「神栖市男女共同参画推進条例」じゃそうな。
詳しいことは、[神栖市役所市民協働課](#)に聞いてくだ
され。[神栖市のホームページ](#)にも掲載しておるよ。



困った時には、まず相談を！

「**女性総合相談**」を実施し、面接による相談やカウンセリングを行っています。（男性の相談にも応じます。）
予約が必要ですので、[市民協働課 0299-90-1178](#)にお電話ください。

実施日／場所 毎月 **1・3・5** 火曜日（神栖会場） 毎月 **2・4** 火曜日（波崎会場）

時 間 13:00～16:00（一人 30分程度）

神栖会場では、時間内に電話による相談（**専用 0299-91-1236**）も受けています。

相談の内容	問合せ先	備考（相談できる時間など）
暴力やセクシュアル・ハラスメント、つきまとい（ストーカー）等に関する相談	水戸地方法務局（女性の人権ホットライン） Tel 029-231-5639	平日 8:30～17:15 （年末年始を除く）
夫や恋人など、親密な関係にある男性から暴力を受けている女性のための相談	茨城県福祉相談センター（婦人相談所） Tel 029-221-4166	平日 9:00～21:00 休日 9:00～17:00 （年末年始を除く）
	ウィメンズネット「らいず」ヘルプライン Tel 029-222-5757	毎週水・金曜日 10:00～16:00
	ジューンらいずひたちヘルプライン Tel 0294-36-5260	毎週月曜日 13:00～16:00



問合先 神栖市役所 市民協働課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5 TEL 0299-90-1111(代)

FAX 0299-90-1112

Eメール : kyodo@city.kamisu.ibaraki.jp